

閱覽用

令和4年11月18日

第11回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第11回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月18日(金) 午後2時00分から午後2時43分

2 開催場所 岳下住民センター 会議室

3 出席した委員

農業委員(16名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(17名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

3番大内和長委員、5番川口美奈子委員、15番遠藤伝栄委員

農地利用最適化推進委員

26番石川重彦委員、29番平義一委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第64号 現況確認証明申請について

第4 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第68号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係 長谷川拓也 農地係 筈崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和4年第11回二本松市農業委員会を

開会します。

(宣告 午後2時00分)

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中16名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、3番大内和長委員、5番川口美奈子委員、15番遠藤伝栄委員、26番石川重彦委員、29番平義一委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 それでは、17番松本太委員、18番齋藤弘美委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第64号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案の説明に先立ちまして、議案書の訂正がございましたので、ここで、ご報告いたします。議案書11ページから12ページ、議案第67号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号3の権利の部分、こちらにつきまして、賃貸借と記載になってございますが、使用貸借設定となります。変更をお願いいたします。この度は、大変申し訳ありませんでした。

事務局 引き続き、議案の説明に移ります。議案書3ページをご覧ください。

議案第64号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和4年11月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXXほか2筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計1,301平方メートル、非農地の事由・長期間に渡り管理されず草木が生い茂り荒廃化が進んでおり、今後も耕作される見込みが無いためであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

8番（安齋喜八）委員 8番、安齋です。今日、遠藤伝栄委員が所用で欠席なので、私の方からご報告申し上げます。

去る11月1日、遠藤伝栄委員、遠藤康子推進委員、私と3名、事務局2名出席で現地を確認してまいりました。事務局説明のとおり荒廃化が進んでおりまして、原野でやむを得ないという事になりましたので、皆様のご審議よろしくをお願いします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第64号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第64号、番号1については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第4、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書4ページをご覧ください。

議案第65号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年11月18日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

議案書4ページから6ページに掛けてご覧ください。

番号1から議案書6ページの番号7につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号8につきましては、譲渡人の農業経営の移譲のため、譲受人は農業経営の継承を受けるために、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号9につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は農業を廃止するため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本　太）委員　17番、松本です。議案65号番号1について、

調査内容を報告いたします。

11月15日午後2時40分より現地にて、譲受人の[]さんから、大石忠雄推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さんは、連絡をしても繋がらず、どうしても連絡がとれないので、行政書士の[]さんから聞き取り調査を行いました。内容に間違いのない事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

12番（根本信康）委員 12番、根本です。議案65号の2について、現地調査ならびに聞き取りの調査をいたしましたので、ご説明したいと思います。

昨日、推進委員の佐藤洋三さんと、[]さんのお宅に伺いまして、[]さんは仕事で不在でしたが奥さんがいて、譲るようになっているとのことでした。譲受人の[]さんについては、15日にお話をしました。私はもうちょっと買いたいんだと、まとまった土地があったら紹介してくださいとの話で、間違いなく話がとおっており事務局説明のとおりでした。皆様のご審議よろしくお願いたします。

34番（渡邊一正）委員 34番、渡邊です。議案の3から6まで、3、4、5、6についてですが、行政書士の[]さんに連絡を取り、昨日の2時からという事でしたが、仕事で来れないという事で、譲受人の[]さん立ち合いで現地を確認しました。現場の隣接地で4名の方から5筆、間違いのない事なので、審議をよろしくお願いたします。

36番(大内信一)委員 36番、大内です。議案第65号番号7について、調査内容を報告します。

11月13日8時より農業委員の佐藤孝志さんとともに、譲渡人・[REDACTED]さんおよび譲受人・[REDACTED]さんから、聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。ご審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案65号の番号8について、調査内容を報告します。11月13日8時30分から農業委員の佐藤孝志さんとともに、譲渡人の[REDACTED]さん、この方は膝が悪くて現地に行けないので自宅に来てくれないかとの事でしたので、自宅にて譲受人の[REDACTED]さんから聞き取り調査を行いました。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは親子です。なお、現地は[REDACTED]さん宅にお伺いする途中でしたので、佐藤孝志さんとともに、現地を確認してからお伺いしました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

32番(渡邊 久)委員 32番、渡邊です。議案第65号番号9の現地確認を説明いたします。

11月12日1時30分より農業委員の佐久間栄吉さん、地権者の[REDACTED]さんとともに、現地にて聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明どおりであります。ここは、麓山の畜産基地でございまして、入植しまして酪農をやっていたんですが、原発事故以来、経営が行き詰まり法人を解散しまして、現

在は、■■■■さんが和牛で経営をされています。それで、草地の方を除染いたしましたので、草地を活用したいという事で名義を変更するという事であります。何ら問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第65号、番号1から番号9について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第65号、番号1から番号9については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

議案第66号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。

令和4年11月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、一時転用になります。田を畑として使用できるようにするため、農地改良を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。昭和48年頃に建築し、その後倉庫として使用していた建物が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号3から番号5にかけてご覧いただけます。一時転用になります。申請地が周辺道路より低く車両等の進入が不便であるため、農地改良を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

37番（安齋秀明）委員 37番、安齋秀明です。議案第66号番号1について、調査内容を報告します。

11月13日1時より農業委員の野地太郎さんと推進委員の佐藤孝さんとともに、申請人の[REDACTED]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。田を畑として使用できるようにするため、10センチメートルの盛土をして暗渠排水をします。周りには、土側溝にて排水をするとの事なので、調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。以上です。

1番（野地太郎）委員 1番の野地です。66号の2番について、現地確認の説明をいたしたいと思います。

13日1時30分から、推進委員の佐藤孝君と安齋秀明君、そして申請人の[REDACTED]さんの4人で現地を確認し、説明を受けました。息子さんの新築をするために、家を取り壊す事から始まったようではありますが、顛末書も出ておりますし、内容的には事務局の説明のとおりでありますので、やむを得ないのかなという事で現地を確認してきました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

11番（菅野秀和）委員 11番、菅野です。議案第66号の3、4、5番

とも同じ場所の案件ですので、一緒に報告させていただきます。

申請人の3人の方と12日電話で連絡をとり、13日朝8時から現地の確認をする事にしました。なお、当日は[]さんと[]さんは都合が悪いとの事で、電話での確認をさせてもらい問題はないとの事でした。現地の確認は、申請人の[]さんと佐藤一男委員と私の3人で行いました。内容は事務局説明のとおりです。現場は、国道349号線沿いで農道の左右に隣接しており、作業するにも周りの地権者に迷惑などかかるような場所でもないため、別に問題はないだろうとの結論となりましたので、皆様のご審議よろしく願いします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第66号、番号1から番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第66号、番号1から番号5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第67号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和4年11月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、現在借家に住んでいますが、今後の生活設計を考え、申請地に住宅
建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区
分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1
種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的
に許可することができると判断されるものであります。

番号2、子どもの成長により手狭になったため、申請地に住宅建築を計画し
ます。汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画
用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであ
ります。

議案書11ページから12ページにかけてご覧ください。

番号3、一時転用になります。市発注工事受注により残土置場が必要となっ
たため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申

請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号4、事後申請になります。平成14年頃から使用していた資材置場、駐車場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、事後申請になります。平成18年頃から使用していた高圧受電設備が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号6、駐車場が手狭になったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号7、一時転用になります。市発注工事受注により残土置場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、
 は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する

農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。[]は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号8、事後申請になります。令和2年頃から使用していた資材置場、駐車場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

33番（伊藤金志）委員 33番、伊藤です。議案第67号番号1について、調査報告をいたします。

11月12日午後1時30分から現地において、貸付人の[]さんは仕事の都合で欠席、借受人の[]さんと馬場委員と私の3人で聞き取り調査を行いました。申請内容につきましては、事務局の説明どおりです。貸付人と借受人は親子関係です。また、8月の農業委員会において、この土地は農振地の除外で許可をいただいた議案でもあります。何ら問題なく許可適当と考えました。皆様方のご審議をお願いいたします。以上です。

20番（菊地清吉）委員 20番、菊地です。議案第67号番号2と3につ

いて説明します。

はじめに番号2ですけれども、11月15日13時20分から行政書士の[]さん、松本太委員と私で現地確認をしました。譲渡人の[]さんと譲受人の[]さんには電話で確認し、議案書内容に間違いのない事を確認しました。調査結果、議案書とおりで間違いなく許可適当と判断しますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

次に番号3について説明します。11月15日14時から[]の[]さんと奥平会長、松本太委員、事務局2名と私で現地確認をしました。設定人の[]さん、[]さん、[]さんには電話で確認し、議案内容に間違いのないとの事でした。今回、対象地は、全て休耕地であり問題なしと判断しますが、工事中および盛土完成後、用水路への土砂流入の対応・対策を確実に実施することで、[]さんから聞き取りをしましたので、許可適当と判断します。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

18番(齋藤弘美)委員 18番、齋藤です。議案第67号番号4について、調査内容を報告いたします。

11月13日に推進委員の安齋浩一さんとともに、申請人・[]さんから内容を聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。長い間、農地を違法状態のまま使用していたという事で、顛末書が提出されています。検討の結果、他に代替地もないことから、今回はやむを得ず許可をすると判断しましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

34番（渡邊一正）委員 34番、渡邊です。第67号の5について、現地調査の結果をご報告します。

貸付人の■■■■さんには、14日に伺いまして内容を確認してきました。顛末書も出ていますし、前の工場を営んだ方が倒産して、そのままになっていた案件であり、それを■■■■さんが借りて、違反転用を知らずに今まで使っていたという事で、今回、転用の許可申請が出ています。会社には、昨日の1時30分に川口美奈子委員とともに伺いまして、現地を確認し、顛末書も出ていますし、知らずに使っていたという事なので、許可適当と思います。

次に、同じ■■■■さんの案件なんですけれど、番号6について、ここは隣接地なんですけれども、駐車場が手狭のために駐車場として転用して使いたいという事で、特に問題もないので許可適当と思います。

次に、67号7番について、貸付人の■■■■さんと■■■■さんには、14日に電話で確認し間違いはないという事で、借受する■■■■さんには、昨日午後1時に現地にて、川口美奈子委員とともに状況を説明していただきました。市発注工事の残土置場という事で、許可適当と思います。ご審議の程よろしくお願ひします。

37番（安齋秀明）委員 37番、安齋秀明です。議案第67号番号8について、調査内容を報告します。

11月12日16時より農業委員の野地太郎さんとともに、借受人・■■■■の■■■■さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説

明のとおりです。なお、顛末書が出ています。■■■■さんのお父さんが社長時代に、資材置き場として使用していました。■■■■さんが社長になって違反転用と分かり、転用申請したという事でした。貸付人の■■■■さんは■■■■さんの祖母にあたり、高齢なので電話で確認しました。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第67号、番号1から番号8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第67号、番号1から番号8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第68号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第68号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年11月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、11月30日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書18ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区7筆16,179平方メートル、安達地区4筆283平方メートル、合計11筆16,462平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書16ページの番号3、番号4になります。

また、議案書16ページの番号3、番号4については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号4につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第68号、番号1から番号4について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第68号、番号1から番号4については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年第11回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後2時43分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年11月18日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 松本 太

署 名 委 員 齋藤 弘美

